平成２７年（フ）第３３７４号
大阪市中央区南船場４丁目９番９号
破産者　有限会社ａｌｆｏｎｓｏ　ｂｉｊｏｕ
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４９２号
大阪市東成区東小橋３丁目９番11号
破産者　Ｅ－ビルダー株式会社
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２４号
堺市北区長曽根町3020番地５
破産者　有限会社ｃｈｉｃ　ｆｌｏｗｅｒ
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３３４号
大阪府羽曳野市伊賀５丁目11番３号
破産者　株式会社ケイ・ティ・ジェイ・ジャパン
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６７３号
堺市堺区東湊町３丁225番地
破産者　コガネヤ楽器有限会社
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
北九州市門司区大字田野浦1034番地
破産者　有限会社Ｒ＆Ｋコーポレーション
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０９号
北海道小樽市奥沢２丁目９番21号
破産者　サンエー製菓株式会社
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１２７号
群馬県前橋市朝倉町１丁目８番地12
破産者　株式会社ＳｈｉｎＱｕｉｃｋ
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２９号
群馬県伊勢崎市連取町3005番地１　コンフレール連取Ｂ103
破産者　細野　晋吾
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
千葉県館山市上真倉1640番地の４
破産者　飯塚　　功
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第６４４号
東京都立川市幸町２丁目16番地の４都営幸町第五　６棟406号
破産者　松岡　梨奈
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４６０号
川崎市高津区子母口545番地６
破産者　古谷塗装株式会社
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２３０号
横浜市南区井土ケ谷下町37番地の10
破産者　有限会社小野商店
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３０５号
横浜市旭区若葉台３丁目５番601号
破産者　株式会社三基設備設計事務所
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３５５号
神奈川県鎌倉市小袋谷２丁目１番７号
破産者　株式会社ソルカーサ
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５１４号
横浜市鶴見区平安町１丁目42番地の14
破産者　有限会社平安製作所
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６６号
金沢市若草町９番25号
破産者　よしの興建株式会社
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７２号
高知市横浜東町５番21号
破産者　株式会社創成
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３９６号
福岡市中央区大宮１丁目３番22―410号
破産者　橋村　一臣
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８０６号
福岡市西区拾六町１丁目５番26―605号
破産者　前田　一成
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０３２号
福岡市博多区那珂３丁目27―17―311号、住民票上の住所長崎市茂木町149番地９
破産者　中本　祐記
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部